

法務省大臣官房秘書課事務分掌規程

〔平成13年1月6日
秘人第64号〕

改正 平成13年3月30日秘人第362号
平成15年3月17日秘人第262号
平成15年12月22日秘人第1187号
平成17年4月1日秘人第418号
平成18年1月6日秘人第20号
平成18年4月1日秘人第386号
平成18年5月24日秘人第584号
平成19年4月1日秘人第377号
平成19年5月31日秘人第614号
平成20年3月11日秘人第317号
平成20年12月1日秘人第1379号
平成23年3月15日秘人第281号
平成24年2月20日秘人第11号

(課付)

第1条 秘書課に、課付を置くことができる。

2 課付は、課長を助け、課長が特に命ずる事務をつかさどる。

(課長補佐)

第2条 秘書課に、課長補佐(補佐官)を置く。

2 課長補佐(補佐官)は、課長を補佐し、命を受けて、課の事務を処理する。

3 課長補佐(補佐官)の事務の分担は、別に課長が定める。

4 課長補佐(補佐官)のうち総括補佐官を命ぜられた者は、課の庶務に関する事務を総括する。

5 課長補佐(補佐官)のうち上席補佐官を命ぜられた者は、課の複雑困難な事務を担当する。

(法務専門職)

第3条 秘書課に、法務専門職(法務専門官)を置く。

2 法務専門職(法務専門官)は、命を受けて、課の専門的事務に従事する。

3 法務専門職(法務専門官)のうち上席法務専門官を命ぜられた者は、課の複雑困難な専門的事務を担当する。

(技術専門職)

第4条 秘書課に、技術専門職を置くことができる。

2 技術専門職は、命を受けて、情報通信技術に関する専門的事務に従事する。

(企画調整官)

第4条の2 秘書課に企画調整官を置く。

2 企画調整官は、命を受けて、秘書課の所掌事務のうち法務省の機構に関する特定事項に係るものの企画及び調整に関する事務をつかさどる。

(室長補佐)

第5条 政策評価企画室、広報室、情報管理室及び国際室に、室長補佐(補佐官)を置くことができる。

2 室長補佐(補佐官)は、室長を補佐し、命を受けて、室の事務を処理する。

(翻訳職)

第6条 国際室に、翻訳職(翻訳官)を置くことができる。

2 翻訳職(翻訳官)は、命を受けて、公文書類の翻訳及び通訳に関する事務に従事する。

第7条 削除

(企画調査官補佐及び企画調査官付)

第8条 秘書課に、企画調査官補佐及び企画調査官付を置くことができる。

2 企画調査官補佐は、企画調査官を補佐し、命を受けて、企画調査官の事務を処理する。

3 企画調査官付は、命を受けて、企画調査官の事務に従事する。

(秘書課に置く係)

第9条 秘書課に、政策評価企画室、広報室、情報管理室及び国際室に置くもののほか、次の16係を置く。

庶務係

総務係

法令係

人事係

国会連絡調整総括係

国会連絡調整第一係

国会連絡調整第二係

国会連絡調整第三係

第一秘書係

第二秘書係

第三秘書係

第四秘書係

文書係

情報公関係

個人情報保護係

組織係

2 政策評価企画室に、次の3係を置く。

企画第一係

企画第二係

政策評価係

3 広報室に、次の3係を置く。

広報第一係

広報第二係

報道係

4 情報管理室に、次の6係を置く。

管理係

情報政策第一係

情報政策第二係

情報システム第一係

情報システム第二係

情報システム第三係

5 国際室に、次の2係を置く。

渉外係

国際協力係

(庶務係の所掌事務)

第10条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 機密に関すること。

(2) 大臣の官印、省印その他の公印の保管に関すること。

(3) 秘書課の所掌に係る公文書類の接受及び配布に関すること。

- (4) 皇統譜副本の保管に関する事。
- (5) 儀式に関する事。
- (6) 請願その他の文書類の処理に関する事。
- (7) 法務省の所掌事務に関する会同に関する事。
- (8) 省議，局長會議，総務課長會議その他の秘書課が所掌する會議の庶務に関する事。
- (9) 秘書課の職員の勤務時間の管理及び災害補償に関する事。
- (10) 秘書課の所掌に係る経費の予算及び會計に関する事。
- (11) 秘書課所掌の物品の管理に関する事（管理係の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 秘書課の職員に貸与する宿舎に関する事。
- (13) 秘書課の職員の福利厚生に関する事。
- (14) 前各号に掲げるもののほか，法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（総務係の所掌事務）

第11条 総務係は，次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の所掌事務に関する総合調整に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 法務省の所掌する特例民法法人及び公益信託に関する事。
- (3) 最高裁判所との連絡交渉に関する事。
- (4) 公文書類（法令案を除く。）の審査に関する事。
- (5) 公文書類（法令案を除く。）に関する事務の連絡調整に関する事。

（法令係の所掌事務）

第12条 法令係は，次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法令案の審査に関する事。
- (2) 法令案に関する事務の連絡調整に関する事。
- (3) 閣議請議及び閣議，副大臣會議等に関する事務の連絡調整に関する事。
- (4) 秘書課例規集に関する事。

（人事係の所掌事務）

第13条 人事係は，次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 秘書課の機構及び定員に関すること。
- (2) 秘書課の職員の人事並びに教養及び訓練に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（国会連絡調整総括係の所掌事務）

第14条 国会連絡調整総括係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国会における質問事項その他国会に係る事項に関する関係部局，関係省庁等との連絡調整に関すること。
- (2) 国会関係資料及び政党関係資料の収集，配布，分類及び整理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，国会関係事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（国会連絡調整第一係の所掌事務）

第15条 国会連絡調整第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大臣官房，法務総合研究所，矯正研修所及び公安審査委員会の所掌事務に関する国会との連絡に関すること（国会連絡調整総括係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 大臣官房，法務総合研究所，矯正研修所及び公安審査委員会の所掌事務に関する政党等との連絡調整に関すること（国会連絡調整総括係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 法務省国会連絡調整室の管理に関すること。

（国会連絡調整第二係の所掌事務）

第16条 国会連絡調整第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑事局，矯正局，保護局，入国管理局及び公安調査庁の所掌事務に関する国会との連絡に関すること（国会連絡調整総括係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 刑事局，矯正局，保護局，入国管理局及び公安調査庁の所掌事務に関する政党等との連絡調整に関すること（国会連絡調整総括係の所掌に属するものを除く。）。

（国会連絡調整第三係の所掌事務）

第17条 国会連絡調整第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 民事局及び人権擁護局の所掌事務に関する国会との連絡に関すること（国

会連絡調整総括係の所掌に属するものを除く。)

(2) 民事局及び人権擁護局の所掌事務に関する政党等との連絡調整に関すること（国会連絡調整総括係の所掌に属するものを除く。)

(第一秘書係の所掌事務)

第18条 第一秘書係は、大臣の秘書事務をつかさどる。

(第二秘書係の所掌事務)

第19条 第二秘書係は、副大臣の秘書事務をつかさどる。

(第三秘書係の所掌事務)

第20条 第三秘書係は、大臣政務官及び特別顧問の秘書事務をつかさどる。

(第四秘書係の所掌事務)

第21条 第四秘書係は、事務次官及び官房長の秘書事務をつかさどる。

(文書係の所掌事務)

第22条 文書係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (2) 行政文書の管理に関すること。
- (3) 法務省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- (4) 法務省公印規程等に関すること。
- (5) 郵便料等の支払に関すること。

(情報公関係の所掌事務)

第23条 情報公関係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の保有する情報の公開に関すること。
- (2) 法務省の職員以外の者の申出による関係部局及び法務総合研究所の保有する公文書等の閲覧に関する事務の連絡調整に関すること。

(個人情報保護係の所掌事務)

第24条 個人情報保護係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の保有する個人情報の保護に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第7条第2項第2号の規定による国が講ずべき個人情報の保護のための措置及び第4章の規定による主務大臣としての措置に関すること。

(組織係の所掌事務)

第25条 組織係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の機構に関すること。
- (2) 法務省の事務能率の増進に関すること。
- (3) 行政運営の改善に関する事務の連絡調整に関すること。
- (4) 北方地域（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第13号に定めるもの）に関する事務の連絡調整に関すること。

（企画第一係の所掌事務）

第26条 企画第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の所掌事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整に関すること（企画第二係及び政策評価係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、政策評価企画室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（企画第二係の所掌事務）

第27条 企画第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の所掌事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整に関するもののうち調査及び研究に関すること。
- (2) 法務に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査に関すること。

（政策評価係の所掌事務）

第28条 政策評価係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の行政の考査に関すること。
- (2) 法務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- (3) 法務省の所掌事務のうち男女共同参画社会の形成の促進に係るものの調整に関すること。
- (4) 法務省の所掌事務のうち青少年の育成に係るものの調整に関すること。

（広報第一係の所掌事務）

第29条 広報第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 広報に関すること（広報第二係及び報道係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 基本法制に関する国民の理解の増進に関すること（広報第二係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広報室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（広報第二係の所掌事務）

第30条 広報第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 広聴に関すること。
- (2) 行政相談に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) 防災に関する事務の連絡調整に関すること。
- (4) 国民の保護のための措置に関する事務の連絡調整に関すること。

（報道係の所掌事務）

第31条 報道係は、法務省の所掌事務に関する新聞社、通信社、放送機関その他の報道機関等との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（管理係の所掌事務）

第32条 管理係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の情報システムの整備計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 情報管理室所管の物品の管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、情報管理室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（情報政策第一係の所掌事務）

第33条 情報政策第一係は、法務省の行政情報化に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（情報政策第二係の所掌事務）

第34条 情報政策第二係は、法務省の行政情報化に関する事務のうち情報セキュリティ対策に関する事務をつかさどる。

（情報システム第一係の所掌事務）

第35条 情報システム第一係は、法務省の情報システムの開発、管理及び運用に関する事務（情報システム第二係及び情報システム第三係の所掌に属するも

のを除く。)をつかさどる。

(情報システム第二係の所掌事務)

第36条 情報システム第二係は、法務省の情報システムの管理及び運用に関する事務のうちソフトウェア資産及び府省共通システムに係るものをつかさどる。

(情報システム第三係の所掌事務)

第37条 情報システム第三係は、法務省の情報システムの開発に関する事務のうち共通ネットワークに係るものをつかさどる。

(渉外係の所掌事務)

第38条 渉外係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること（国際協力係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 公文書類の翻訳及び通訳に関すること。
- (3) 渉外関係資料の収集、分類及び整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国際室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(国際協力係の所掌事務)

第39条 国際協力係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の所掌事務に係る技術協力関係事務に関する国際機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 来省外国政府職員等の受入れに関する計画の立案及び接遇に関すること。
- (3) 海外関係機関への法務省の出向者に対する情報提供等の支援に関すること。

(係主任)

第40条 課長が指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に課長が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日秘人第362号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月17日秘人第262号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月22日秘人第1187号）

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日秘人第418号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月6日秘人第20号）

この規程は、平成18年1月12日から施行する。

附 則（平成18年4月1日秘人第386号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月24日秘人第584号）

この規程は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成19年4月1日秘人第377号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月31日秘人第614号）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年3月11日秘人第317号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日秘人第1379号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日秘人第281号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月20日秘人第11号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。